

裁判官による出張講義について(概要)

高知地方裁判所

1 趣旨

社会人の方々に裁判制度全般への関心を持ってもらうために、職場や地域の団体単位での要請に応じるものです。

特に、裁判員制度は、来年5月21日に制度施行10周年を迎えます。これまで裁判員制度については概ね順調に運用されているとの評価を得ていますが、裁判員制度の運用に関する意識調査によれば、依然として、裁判員裁判への参加について消極的な意見をお持ちの方が8割を超えている状況にありますし、近年、裁判員候補者の辞退率が上昇し、出席率が低下する傾向も続いています。このような状況に鑑みると、裁判員制度を更に発展させ、社会を支える基盤として根付かせていく必要があります。

2 講義内容

(1) 裁判所の役割について

身近なトラブルについて具体例を取り上げて、裁判手続の方法や問題解決のポイントなどを説明します。

(2) 裁判員制度について

裁判員が果たす役割の具体的なイメージや裁判員制度の導入により刑事裁判がどのように変化してきたかなどを理解してもらうことにより、裁判員のやりがいや裁判員制度の意義について実感してもらい、裁判員制度への関心を高めてもらいます。

(3) その他

講義を希望されるテーマがあれば、追加して用意します。

※ 法律相談ではありませんので、個人で悩まれているケースの御説明はできません。